

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百六十二号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第五条の五第三項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第五条の五第三項の規定に基づき製造管理又は品質管理に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する一般医療機器（平成二十六年厚生労働省告示第三百十六号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年七月六日

厚生労働大臣 上野賢一郎

改正後	改正前
別表 509 1 { 可搬型遺伝子解析装置 (略) 508	別表 1 { (新設) 508 (略)

(傍線部分は改正部分)